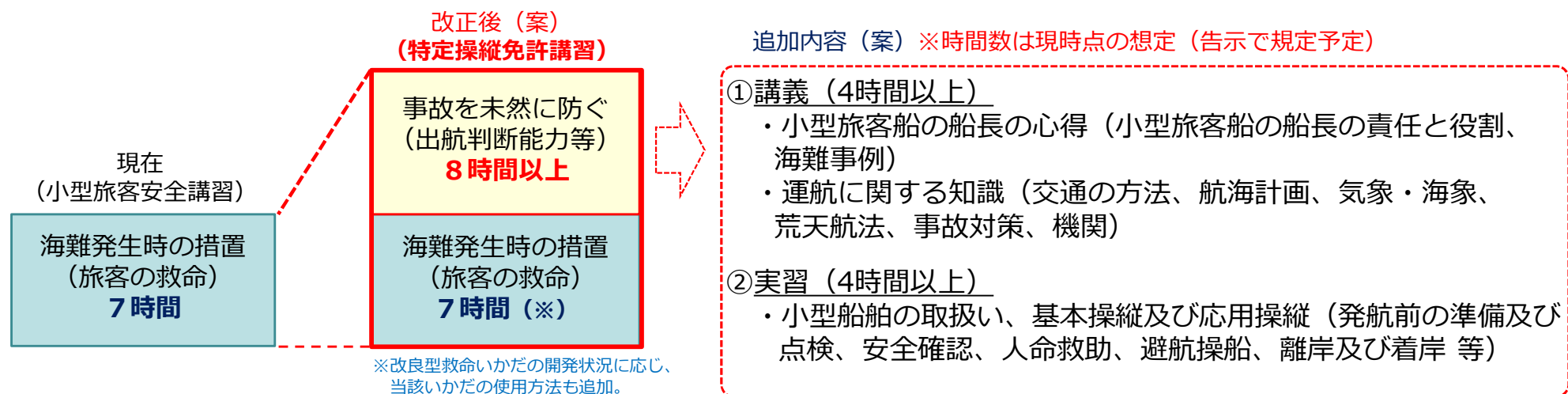


- 小型旅客船の船長業務を行うにあたり必要な特定操縦免許の要件としている講習について、海難発生時の措置以外の内容を追加し、「特定操縦免許講習」とする。**(法改正事項)**
- 告示で定める講習の課程について、旅客船の船長として特に重要な知識・技能の向上に資するものを新たに取り入れるとともに、修了の要件として修了試験を導入する。

令和 6 年度初施行予定

講習課程の拡充

講習内容について、「事故を未然に防ぐ」観点から、船長の心得や出航判断能力に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を追加する。



修了試験の導入

修了試験制度を創設し、修了試験に合格した者に対してのみ特定操縦免許を行うものとする。なお、不合格の場合は、合格基準に達するまで補講及び再試験を行うこととする。

○小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施を義務付け。

令和6年度初施行予定

《初任教育訓練対象者》

国土交通大臣が定める旅客の輸送の用に供する総トン数20トン未満の船舶※の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。） ※従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」も対象

小型旅客船の
船舶所有者



初任教育
訓練を実施

以下の職務で乗り組もうとする者

船長



甲板員



サービス
要員等



注：上記船員のほか、
復職船員にも教育
訓練を実施

船舶所有者が実施する初任教育訓練の基準について、省令及び告示にて措置予定

- 運航水域や船舶の特性に応じた初任教育訓練の実施内容（具体的な内容、時間／回数、方法等）
- 初任教育訓練の実施結果等の記録及び保存

《初任教育訓練の主な内容》

- ✓ 運航水域の特性
 - ・ 運航水域の気象海象
 - ・ 運航水域における規制
 - ・ 安全管理規程（運航基準含む）
- ✓ 緊急時対応
 - ・ 避難港
 - ・ 救命器具
 - ・ 避難誘導
- ✓ 実船実水訓練
 - ・ 操船
 - ・ 離着棧
 - ・ 無線連絡



等

⇒上記基準に則り、船舶所有者において具体的に実施内容、時間／回数、方法等を決定し、教育訓練を実施

- 今般の制度改正において、**運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長等の船員の資質向上を図る観点**から、小型旅客船の船長について一定の乗船履歴を義務づけ。
- 乗船履歴を義務づける航行区域、乗船履歴の対象船舶、必要となる乗船履歴の期間、乗船履歴の計算方法及び証明方法を**省令等で措置予定**。

履歴限定制度 (案)

1

航行区域

- 乗船履歴を求める船長は「**沿海区域以遠**」を航行する小型旅客船の船長とする

2

乗船履歴の対象船舶

- 小型船舶 (20トン未満)、大型船舶 (一定のトン数まで) における乗船履歴

3

乗船履歴の期間

- 1年 (沿海区域以遠を航行する船舶での乗船履歴)

4

乗船履歴の計算方法等

- **海技士に係る乗船期間の計算方法を参考にしつつ、具体的な計算方法及び証明方法を検討** (船員手帳に記載された「雇入期間」をカウントするなど)

【スケジュールのイメージ】

